

義肢等補装具支給制度の概要

1 趣旨

業務災害又は通勤災害により傷病を被った者にあつて、四肢の亡失、機能障害等により、義肢その他の補装具等を必要とすることがあることにかんがみ、これらの者の社会復帰の促進を図るため、義肢等を支給するもの。

2 支給種目

- | | |
|----------------------------------|----------------|
| (1) 義肢 | (2) 上肢装具及び下肢装具 |
| (3) 体幹装具 | (4) 座位保持装置 |
| (5) 盲人安全つえ | (6) 義眼 |
| (7) 眼鏡（コンタクトレンズを含む） | (8) 点字器 |
| (9) 補聴器 | (10) 人工喉頭 |
| (11) 車いす | (12) 電動車いす |
| (13) 歩行車 | (14) 収尿器 |
| (15) ストマ用装具 | (16) 歩行補助つえ |
| (17) かつら | (18) 浣腸器付排便剤 |
| (19) 褥瘡予防用敷ふとん | (20) 介助用リフター |
| (21) フローテーションパッド（車いす及び電動車いす用に限る） | |
| (22) ギャッチベッド | |

3 根拠条文

労働者災害補償保険法（昭和22年4月7日法律第50号）

（目的）

第1条 労働者災害補償保険は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、業務上の事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図り、もつて労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（労働者災害補償保険）

第2条の2 労働者災害補償保険は、第1条の目的を達成するため、業務上の事由

又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に関して保険給付を行うほか、社会復帰促進等事業を行うことができる。

(社会復帰促進等事業)

第29条 政府は、この保険の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、次の事業を行うことができる。

- 1 療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設の設置及び運営その他業務災害及び通勤災害を被った労働者（次号において「被災労働者」という。）の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業